

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該通知書の送付に代えて、その内容が京都市下京区上之町38番地、京都市下京いきいき市民活動センター2階にある掲示板に掲示されています。

令和8年5月15日

京都市長 松井孝治

通知を受けるべき者の氏名及び住所	
鈴鹿 勢ん	京都府紀伊郡柳原町字七條郷153番戸
田中 久治郎	京都市下京区七条通間ノ町東入ル材木町

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)